

●宅地に対する負担水準による負担調整措置

現在、地域や土地によってばらつきがある宅地の負担水準を均衡させることを目的とした税負担の調整措置が、住宅用地と商業地（非住宅用地）等とに分けて講じられています

※負担調整措置の説明は、固定資産の「価格」のことを「評価額」に置き換えて表記しています。

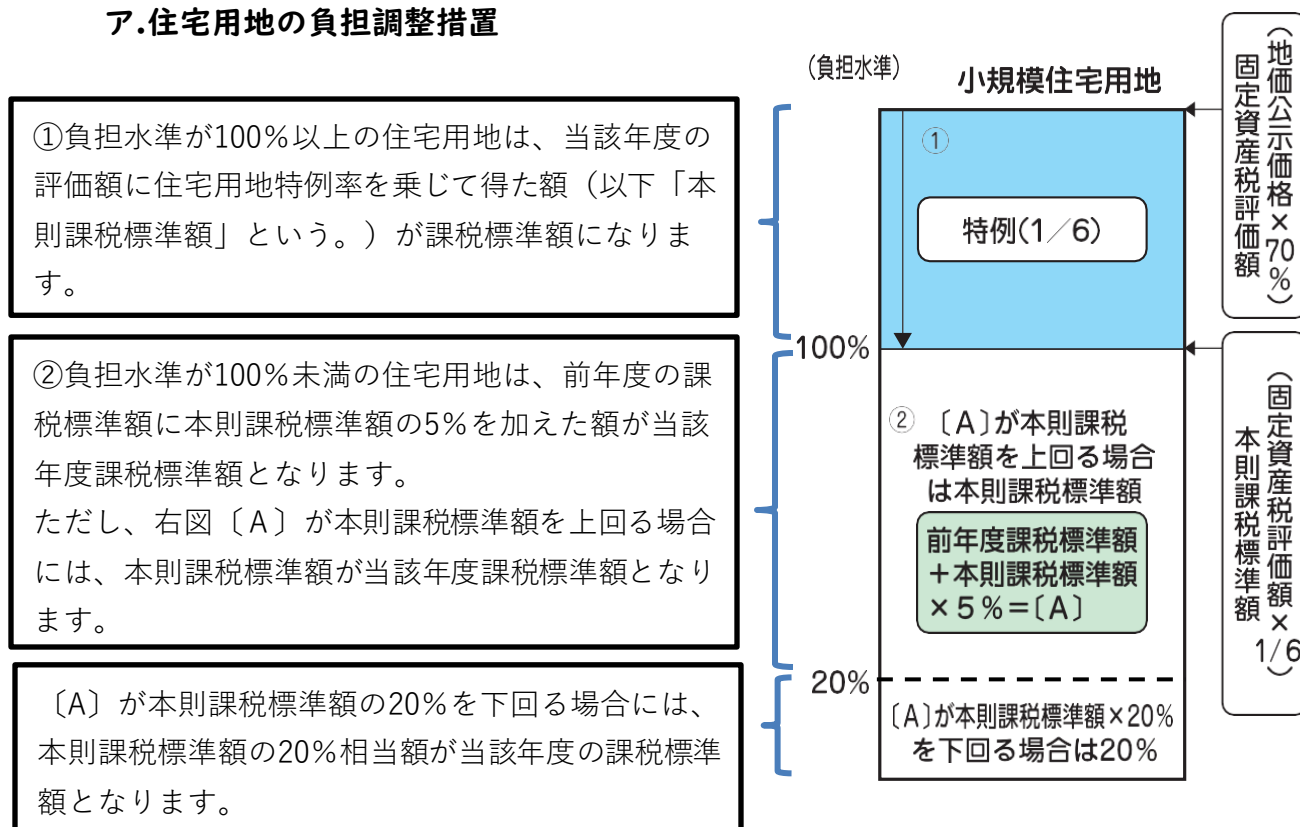
負担水準とは、個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので、次の算式によって求められます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額（※）}}{\text{当該年度評価額〔×住宅用地特例率（1/6 又は 1/3）〕}} \times 100（\%）$$

※前年度課税標準額は、前年中に土地の状況の変更（地目の変換、分合筆等による異動、画地の変更、住宅用地から非住宅用地への利用状況の変更など）があった場合は、比準課税標準額（前年度も当該年度と同じ状況であったとした場合の課税標準額）となります。

住宅用地の軽減措置が適用されている土地は、納税通知書の3枚目課税明細書右側「負担水準」の「小規模」及び「一般」の欄に、店舗等の住宅用地の軽減措置が適用されない非住宅用地の土地は、「非住」の欄にそれぞれの負担水準の率が表示されております。また、課税明細書裏面に「課税明細書の見方」が記載されておりますので、あわせてご確認ください。

ア.住宅用地の負担調整措置



イ.商業地等（非住宅用地・雑種地など）の負担調整措置

